

この冬の除雪はこうなります

町では、今冬の町道除雪路線を定めました。除雪は、市街地の生活道路から始め、次に主要道路、その他の道路と順次作業を行います。歩道の除雪は、通学路を優先に行います。

暴風雪時は、作業時の安全確保のため、18時以降の除雪作業は実施しませんので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

除雪作業にご協力を

■深夜から早朝に除雪・排雪作業■

交通量や事故防止などの安全性を考え、深夜から早朝に除雪・排雪作業を行う場合があります。エンジン音や振動などで、ご迷惑をお掛けすることがありますが、ご理解をお願いします。

■路上駐車はやめましょう■

路上駐車は、除雪作業の支障となるだけでなく、その地域の除雪が遅れることになり、やめましょう。

■各家庭や店舗前の雪処理にご協力を■

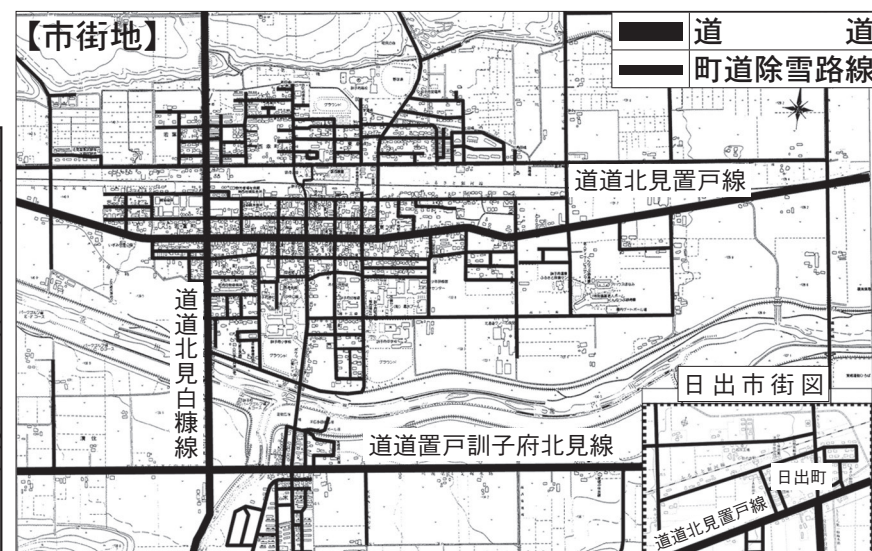
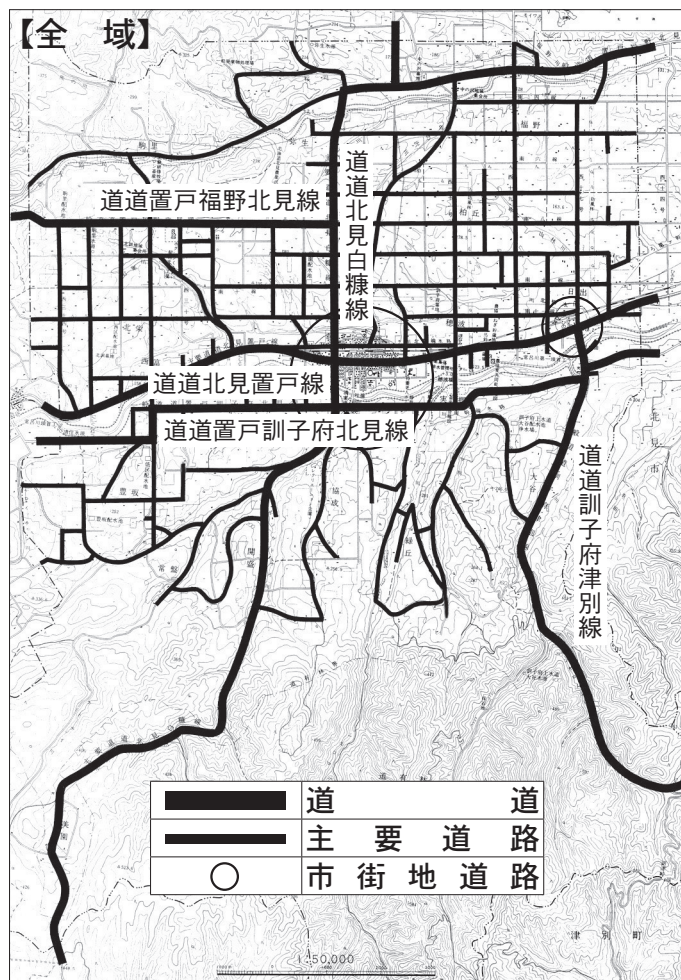
限られた時間の中で、除雪作業を行うため、除雪車が通ったあとの各家庭や店舗前の雪を取り除くことは困難な状況ですので、ご理解とご協力をお願いします。

■車道への雪出しはやめましょう■

除雪したあとの道路に雪を捨てると、除雪の効果がなくなるばかりか、わだちができて交通障害や事故の原因になりますので、道路には絶対雪を出さないでください。

■排雪は指定の場所へ■

市街地の排雪は、積雪量や歩道の状況を見ながら行います。雪捨て場は、穂波橋の南側にある旧実郷運動広場（主に小型車両による搬入）と穂波橋左岸下流河川敷地（主に大型車両による搬入）を指定しています。



高齢者世帯「置き雪除雪」事業を実施

高齢者世帯が冬期間も安心して暮らせるよう玄関間口部分の「置き雪除雪事業」を実施します。

対象地域

町が除雪する路線に面する町内会地区の1戸建て住宅

対象世帯

75歳以上（昭和24年4月1日以前に生まれた方）で構成されている世帯、かつ自力で除雪作業が困難な世帯
 ・間口付近に雪を置ける場所があること。排雪は行いません
 ・2世帯住宅などは対象外です

置き雪除雪の方法

- (ア) 置き雪除雪の実施時期は、令和5年12月1日(金)から令和6年3月31日(日)まで
- (イ) 除雪車がいった車道除雪後の残雪を除去します。玄関前の1か所のみとし、車庫前や玄関先までの通路の除雪は行いません
- (ウ) 間口除雪の幅はおおむね3mを上限とし、それ以上の間口幅の除雪は行いません
- (エ) 除雪した雪は利用者の敷地内の間口直近に置くこととし、排雪は行いません
- (オ) 実施時間は、車道除雪の行われたあととし、時間指定はできません

費用負担

無料

申込期間

11月1日(水)から15日(水)まで

サービス利用の決定

現地確認後、サービスの利用の可否を決定します

申込方法

下記の申し込み先に電話でご連絡ください。現地確認と合わせて直接、職員が伺います

申込み・問合せ

建設課土木管理係 (☎ 47-2118 役場1階 窓口4番)

